

貿易関係証明 発給について

都城商工会議所

1. 申請者登録について

都城商工会議所で貿易関係証明を取得するには、当所会員・非会員問わず、事前に「申請者登録」の手続きが必要です。下記の必要書類を当所までご提出ください。

※証明書発給が可能になるのは、ご提出いただいた書類を審査してからになります。

※下線の書類については、当所ホームページよりダウンロードいただけます。

	法人	個人
必ずご提出いただくもの(共通)	・ 貿易関係証明(申請者・代行業者)業態内容届 ・ 貿易関係証明に関する誓約書(申請者・代行業者) ・ 貿易関係証明(申請者)署名届	
別途必ずご提出いただくもの	・登記事項証明書(履歴事項全部証明) ・法人印鑑証明書 ※いずれも3か月以内発行の原本	・代表者の住民票 ・代表者の印鑑証明書 ※いずれも3か月以内発行の原本 ・個人事業者であることの証明資料(開業届写し又は納税証明書の写し等)
(該当される場合のみ)別途ご用意頂きたいもの	<古物を扱われる事業の方> ・古物商許可書の写し <サイナー又は代表者が外国籍の方> ・旅券または外国人登録証明書、在留カードの写し	
法人格のない団体(任意団体)		
・定款または団体規約 ・役員名簿 ・事業報告書 収支決算書(直近年度)、事業計画書 収支予算書(該当年度)		

【登録手数料】

会員 1,100円 非会員5,500円

【有効期限について】

登録有効期限は、会員・非会員ともに2年間となり、2年ごとに更新が必要となります。有効期限を過ぎますと登録は無効となり、証明申請はできなくなります。

【登録事項の変更・追加、署名者(サイナー)の追加・削除、サインの変更が生じた場合】

変更・追加等が生じましたら、当所までご連絡ください。所定の用紙をお渡しいたします。なお、変更内容によっては別途添付書類が必要になる場合があります。

2. 証明について

原産地証明書・サイン証明等の申請には以下の書類・典拠資料が必要になります。

※下線の書類については、当所ホームページよりダウンロードいただけます。

原産地証明書	サイン証明・衛生証明
① 貿易証明申請書 ②原産地証明書(貴社必要分+会議所提出用1部) ③コマーシャルインボイス ④その他典拠書類	① 貿易証明申請書 ②サインもしくは衛生証明書(貴社必要分+会議所提出用1部)

※証明書はパソコンやタイプライターで指定用紙(原産地証明用紙)に印字してください。なお、輸出者宣誓署名欄は原則として肉筆にて署名をしてください。

3. 貿易証明発給までの流れ

① 申請書類の作成

書類は申請者ご自身で作成していただきます。なお、原産地証明書は所定の用紙で作成することになっています。また、証明の種別によってエビデンスとなる典拠書類が異なりますのでご注意ください。

なお、その他証明(英文会員証明書、日本法人証明書、営業証明書)は当所にて作成しますので、申請書と必要に応じて典拠書類をご提出ください。発給まで数日いただくことがあります。

② 事前審査

作成した書類を当所へFAXしてください。(FAX:0986-23-7222)

書類に不備がないか等確認します。不備の指摘を受けた場合には、指摘を受けた箇所を踏まえて、書類を作成しなおしてください。

③ 証明書発給

貿易証明申請書に記載の日時に、会議所窓口へ発給する証明書と手数料をご持参ください。

申請書類に当所証明印及び証明番号が押印され、証明書として発給されます。

※貿易証明の発給については通常は当日発給ですが、申請時期や内容により翌営業日発給となる場合がありますので予めご了承ください。

※申請書類に不備がある場合は至急の場合でも受け付けできません。余裕をもって申請手続きをお願いします。

【証明書発給手数料及びその他の料金】

会員 550円 非会員2,200円(1件につき)

原産地証明書用紙料金 550円(100枚)

申請書事務マニュアル 330円(1冊) ※初回登録時のみ1冊無料でお渡します。

※お支払いは現金のみになります。証明書発給後は、いかなる場合も返金には応じられませんのでご注意ください。

4. その他

①サインについて

- ・提出される証明書類には、ご登録いただいた貴社の署名者のサインが必要です。ご登録のない方のサインが入った書類や、サインのない書類については証明発給できません。
- ・ご登録いただける署名者は、貴社に所属している方のみです。関連会社を含め別会社に所属する社員の登録はできません。
- ・個人事業所の方は、事業主本人以外の従業員をサイン者として登録することが可能です。

②日付について

- ・証明書類には、必ず書類に申請日を入れて下さい。
- ・未来の日付で作成された書類は証明できません。(サイン証明は例外)
- ・船積み後から6カ月以内に申請してください。船積み後6カ月超1年以内の申請に際してはご連絡ください。

③証明日付

- ・当所の証明日付は証明発給日といたします。過去あるいは未来の日付での証明はできません。

④証明発給をお断りするケース

次の場合、証明発給ができません。

- ・貿易関係証明申請者登録がされていない場合
- ・登録が有効期限切れの場合
- ・当所指定の用紙以外で原産地証明書を申請された場合
- ・申請書類の内容が妥当と認定できない場合
- ・虚偽の申請または記載に虚偽があるとみなされる場合
- ・典拠書類が不足している場合
- ・申請書類に依頼者の登録されたサインがない場合
- ・作成日付のないもの、もしくは日付が古い場合
- ・その他、証明発給を不相当と認めた場合 など

商工会議所では、貿易関係者の皆様の貿易取引の便益に供するため、貿易関係の証明を長年にわたって発給しております。商工会議所の証明が国際的に流通する前提として、国際的な信頼を維持・確保することが不可欠となります。

そのため、発給規則に基づき矛盾がないよう、公正かつ厳正な発給を行うためにも、ご協力いただければと存じます。

【受付窓口】 都城商工会議所 総務課

〒885-8611 都城市中町17街区2号TERRASTA2F

TEL:0986-23-0001 FAX:0986-23-7222

HP:<https://www.miyazaki-cci.or.jp/miyakonjo/>

【証明取扱時間】 9:00~17:00 (当所営業日のみ)